令和８年２月１８日

令和８年
第３回米子市教育委員会定例会議案
【議案第３号から議案第５号及び
議案第７号から議案第１４号】

米　子　市　教　育　委　員　会

令和８年第３回米子市教育委員会定例会議案

目　　次

議 案 第 ３ 号　米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議 案 第 ４ 号　米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について
議 案 第 ５ 号　米子市教育委員会電子署名規程の制定について
議 案 第 ７ 号　令和８年度人権教育の施策について
議 案 第 ８ 号　令和８年度教育振興の施策について（こども政策課）
議 案 第 ９ 号　令和８年度教育振興の施策について（こども施設課）
議案第１０号　令和８年度教育振興の施策について（こども支援課）
議案第１１号　令和８年度学校教育の施策について
議案第１２号　令和８年度生涯学習の施策について
議案第１３号　令和８年度学校給食の施策について
議案第１４号　令和８年度文化財保護の施策について

議案第３号

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１５条第１項の規定に基づき、米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和８年２月１８日

米子市教育委員会

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

米子市教育委員会事務局組織規則（平成１７年米子市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
（課及び担当の設置）
第２条　事務局に、次のとおり課及び課に属する担当を置く。
<table><tr><td>こども政策課</td><td>学校政策担当　義務教育学校準備担当</td></tr><tr><td colspan="2">［省略］</td></tr></table>
（こども政策課の所掌事務）
第３条　こども政策課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。
⑴～⑽　［省略］
［削除］
⑾　［省略］
（担当の所掌事務）
第９条　担当において所掌する事務は、課長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
２　［省略］
（職制）
第10条　事務局に事務局長を、課に課長を置く。
２・３　［省略］
（職責）
</td><td>
（課並びに室及び担当の設置）
第２条　事務局に、次のとおり課並びに課に属する室及び担当を置く。
<table><tr><td>こども政策課</td><td>学校政策担当　義務教育学校準備担当　高校総体推進室</td></tr><tr><td colspan="2">［省略］</td></tr></table>
（こども政策課の所掌事務）
第３条　こども政策課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。
⑴～⑽　［省略］
⑾　令和７年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。
⑿　［省略］
（課内室及び担当の所掌事務）
第９条　課に属する室（以下「課内室」という。）及び担当において所掌する事務は、課長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
２　［省略］
（職制）
第10条　事務局に事務局長を、課に課長を、課内室に室長を置く。
２・３　［省略］
（職責）
</td></tr>
</table>

第11条　［省略］ ２～５　［省略］ ［削除］ 6・7　［省略］ 8　係長は、担当課長補佐の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、課に所属する職員のうちから課長が定めるものを直接指揮監督して、その所掌する事務を処理するとともに、当該職員の指導に当たる。 9　主任は、常に担当課長補佐及び係長を助け、その命を受けてその所掌する事務に従事する。 10　［省略］	第11条　［省略］ ２～５　［省略］ 6　室長は、前項に定める課長補佐の職責に加え、課長の命を受け、課内室に所属する職員（以下この項において「所属職員」という。）を直接指揮監督して、その所掌する事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導に当たる。 7・8　［省略］ 9　係長は、室長又は担当課長補佐の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、課に所属する職員のうちから課長が定めるものを直接指揮監督して、その所掌する事務を処理するとともに、当該職員の指導に当たる。 10　主任は、常に室長、担当課長補佐及び係長を助け、その命を受けてその所掌する事務に従事する。 11　［省略］
備考　表中の［　］の記載は、注記である。	

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第３号参考資料

米子市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

（改正理由）

令和８年４月１日付け組織機構の改正により、こども政策課に属している高校総体推進室を廃止するため、所要の整備を行おうとするものです。

（改正内容）

１　こども政策課に属している「高校総体推進室」を廃止することとする。（第２条関係）

２　こども政策課が所掌している事務のうち、「令和７年度全国高等学校総合体育大会の開催に関する事務」を廃止することとする。（第３条関係）

３　その他所要の規定の整備を行うこととする。

４　この規則は、令和８年４月１日から施行することとする。

議案第４号

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１５条第１項の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和８年２月１８日

米子市教育委員会

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

米子市教育委員会事務専決及び代決規程（平成１７年米子市教育委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
（代決の順序）
第４条　代決は、次の表に示す順序により行う。
<table>
<tr><th>代決の順序
正当決裁者</th><th>第１次代決者</th><th>第２次代決者</th></tr>
<tr><td colspan="3">［省略］</td></tr>
<tr><td>課長</td><td>課長補佐</td><td>主管の担当課長補佐</td></tr>
<tr><td colspan="3">［省略］</td></tr>
</table>
２・３　［省略］
</td><td>
（代決の順序）
第４条　代決は、次の表に示す順序により行う。
<table>
<tr><th>代決の順序
正当決裁者</th><th>第１次代決者</th><th>第２次代決者</th></tr>
<tr><td colspan="3">［省略］</td></tr>
<tr><td>課長</td><td>課長補佐<u>及び室長</u></td><td>主管の担当課長補佐</td></tr>
<tr><td colspan="3">［省略］</td></tr>
</table>
２・３　［省略］
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［　］の記載は、注記である。</td></tr>
</table>

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

議案第４号参考資料

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

（改正理由）

令和８年４月１日付け組織機構の改正により、こども政策課に属している高校総体推進室を廃止することとし、これにより教育委員会事務局に課内室を置かないこととすることに伴い、所要の整備を行おうとするものです。

（改正内容）

１　課長の第１次代決者のうち、室長を削ることとする。（第４条第１項関係）

２　この規程は、令和８年４月１日から施行することとする。

議案第５号

米子市教育委員会電子署名規程の制定について

米子市教育委員会電子署名規程について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１５条第１項の規定に基づき、次のとおり制定する。

令和８年２月１８日

米子市教育委員会

米子市教育委員会電子署名規程

（趣旨）

第１条　この規程は、米子市教育委員会事務局組織規則（平成１７年米子市教育委員会規則第７号）第１３条第２項の規定によりその例によることとされる米子市文書取扱規程（平成１７年米子市訓令第４号）第２２条の２第２項の規定に基づき、米子市教育委員会における電子署名の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　電子署名　米子市文書取扱規程第２条第１５号に規定する電子署名をいう。ただし、米子市電子契約規程（令和５年米子市訓令第３号）第２条第２号に規定する電子契約書について行うものを除く。

⑵　職責証明書　電子署名が付与される電磁的記録が地方公共団体の職責者によるものであること及びその内容が改ざんされていないことを保証する証明書であって、地方公共団体情報システム機構が発行するものをいう。

⑶　電子署名媒体　職責証明書の電磁的記録が格納された媒体をいう。

⑷　電子署名媒体管理者　電子署名媒体の保管及び使用の管理を行う者をいう。

（電子署名媒体の管理）

第３条　電子署名に用いる職名及び電子署名媒体管理者は、次のとおりとする。

電子署名に用いる職名	電子署名媒体管理者
教育委員会教育長	当該電子署名を付与する電磁的記録に係る事務を所掌する課（米子市教育委員会事務局組織規則第２条に規定する課をいう。）の長

２　前項の職名には、専ら当該電子署名を付与する電磁的記録に係る事務に用いるものであることを表示しなければならない。

３　電子署名媒体管理者は、電子署名媒体を慎重に取り扱い、盗難、不正な使用等のないように管理を厳重にしなければならない。

４　電子署名媒体管理者は、電子署名媒体管理台帳（別記様式）を備え、常に整備しておかなければならない。

（米子市電子署名規程の準用）

第４条　米子市教育委員会における電子署名の取扱いについては、この規程に定めがあるもののほか、米子市電子署名規程（平成３０年米子市訓令第１号）の規定を準用する。この場合において、同訓令第７条第３項中「総務部総務管財課長」とあるのは、「教育委員会事務局こども政策課長」と読み替えるものとする。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">電子署名媒体管理台帳</td></tr>
<tr><td>シ　リ　ア　ル　番　号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">電子署名に用いる職名</td><td>日本語</td><td>英　字</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>電子署名媒体管理者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>用　　途</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>使　用　開　始　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>廃　　止　　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

議案第５号参考資料

米子市教育委員会電子署名規程の制定について

（制定理由）

教育委員会事務局に属する課の所掌事務に関する電子文書に電子署名を使用することにより、事務の効率化及び迅速化を図るため、電子署名に用いる職名及び電子署名媒体を管理する者を定めるため、制定しようとするものです。

（制定内容）

１　電子署名に用いる職名及び電子署名媒体管理者を、次のとおり定めることとする。（第３条第１項の表関係）

電子署名に用いる職名：教育委員会教育長

電子署名媒体管理者：当該電子署名を付与する電磁的記録に係る事務を所掌する課（米子市教育委員会事務局組織規則第２条に規定する課をいう。）の長

２　教育委員会における電子署名の取扱いについては、この規程に定めがあるもののほか、米子市電子署名規程の規定を準用することとする。（第４条関係）

３　この規程は、令和８年４月１日から施行することとする。

議案第７号

令和８年度人権教育の施策について

学校教育課

人権政策課

１　基本方針

すべての人の存在意義を認め、自分のいのちと他人のいのちを最大限に尊重し合う心を育てるため、生命尊重の視点に立った人権教育を推進します。

一人一人が自分に自信や誇りをもち、将来に夢や希望をもって進んでいけるよう、自尊感情を育む人権教育を推進します。

民族や言語、性、障がいなどの多様性を認め合い、豊かな人間関係を築いていく力を育てる人権教育を推進します。

市民一人一人の人権意識を高めるため、様々な関係機関、団体が互いに連携するネットワークづくりを進め、地域における人権文化の醸成を推進します。

人権及び人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた推進者の育成を図るため、教職員をはじめとする指導者の研修の充実と、地域社会における推進者の学習機会の充実に努めます。また、人権問題に積極的に関わっていこうとするボランティア活動を支援します。

２　令和８年度の事業概要

【学校教育課人権教育担当（主として学校における人権教育）】

（１）人権教育推進プランの進行管理

（２）人権教育研究事業

加茂中学校区人権教育研究発表会

（３）学校教育における人権教育の研究及び活動の推進

教職員研修の充実

・同和問題学習スタート研修会

・校種別「道徳科における人権学習授業づくり研修会」

・小中学校人権教育研修講座（人権課題８視点を隔年開催）

・米子市同推協学校教育部会全体研修会

・米子市同推協学校教育部会交流学習会

（４）児童生徒への教育的支援の充実

日本語指導が必要な児童生徒等への支援

・日本語指導のできる教員の育成・配置

・日本語指導のできる外国語支援員の配置

・外国語支援員を対象とした研修会の実施

【人権政策課人権啓発担当（主として社会教育・啓発）】

（１）人権啓発の推進

ア　広報よなご・啓発誌「心ゆたかに」発行

イ　よなごの人権フォーラム・市民向け人権学習講座

ウ　部落解放月間・人権週間等における啓発活動

（２）社会教育における人権教育の推進

ア　人権教育地域懇談会（小地域懇談会）

イ　人権教育地区推進員研修講座

ウ　地区推進協議会との連携

エ　ＰＴＡ人権教育研修講座

オ　同和地区社会教育振興事業

（３）企業啓発の推進

企業内研修の支援・米子市人権問題企業連絡会への協力

（４）人権情報センターによる市民啓発

ア　学習相談・フィールドワーク・ゲストティーチャー派遣による学習支援

イ　情報紙「ひゅーまんらいつ」の発行

ウ　図書館等を利用した人権啓発（企画展・パネル展）

エ　啓発パネル・図書・ＤＶＤの貸出し

（５）社会を明るくする運動の推進

米子市再犯防止推進計画にもとづく保護司・更生保護女性会等との連携

（６）研究集会の開催

第５２回米子市人権・同和教育研究集会の開催

（７）拉致問題に関する啓発

県と連携し、国民のつどい・パネル展・ライトアップ・ＤＶＤ放映等を実施

（８）米子市人権施策推進プランの進行管理

（９）「人権尊重のまち米子市をつくる条例」（令和８年４月１日施行）の内容の啓発・広報

(10)「第２期米子市再犯防止推進計画」（計画期間：令和８年度～令和１２年度）の内容の啓発・広報

議案第８号

令和８年度教育振興の施策について

こども政策課

１　基本方針

米子市教育振興基本計画に基づく施策を着実に前進させるとともに、「教育委員会事務局」及び「こども総本部」を統括し、教育部門と福祉部門の一体的運用を推進するための総合調整を行うほか、教育委員会における重要課題の解決に向けた取組を推進します。

また、地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもたちの健全な育成を推進する環境を作るため、学校・家庭・地域が連携した社会教育施策を推進します。

２　令和８年度主要事業

（１）義務教育学校の設置事業の推進

美保中学校区の４小中学校の統廃合・義務教育学校の設置事業を推進します。

令和８年度の取組内容としては、義務教育学校建設地の造成工事及び建築実施設計のハード事業を進めるとともに、ソフト面では新しい学校の校名の公募を行い、校名案の決定に向けた手続を進めていきます。そのほか、開校準備委員会において、閉校・開校事業等についての検討を並行して行います。あわせて、専門部会（教育環境部会）を開催し、通学についての検討を進めます。

（２）学校徴収金に関する課題解決の取組及び学校業務のＤＸの推進

給食費、補助教材費などの学校徴収金について、学校の事務負担の軽減、保護者の利便性の向上及び金銭管理の適正化を図るため、課題解決に向けた取組を進めます。

令和８年度の取組内容としては、学校給食費の抜本的な負担軽減に係る国や他自治体等の動向を踏まえつつ、公会計化をはじめ、キャッシュレス化、徴収体制の見直し等、目的の達成に最適な仕

組みを検討し、構築していきます。

あわせて、保護者連絡ツールの市立全小中学校への一斉統一導入など、学校業務の課題を踏まえたＤＸによる課題解決を進めます。

（３）社会教育施策の推進

ア　地域における子どもの学習や体験・交流活動の場・機会の拡充

地域全体で子どもを育てる環境づくりとして、「放課後子ども教室」を実施し、放課後等に公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに対し勉強やスポーツ・文化芸術活動等の機会を提供する取組を推進します。また、地域の方々による公民館等の身近な場所での子どもたちが地域の人々と関わりを持ちながら様々な体験をする取組を支援し、推進していきます。

イ　家庭教育支援の推進

子育て経験者等で構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、主に乳幼児期の子育てに関する情報の収集・提供、学習講座「タムタムスクール」を開催します。また、小中学校ＰＴＡと連携し、保護者会や参観日等の機会を活用した「ＰＴＡ子育て講座」を開催します。

くわえて、主に就学前後の児童の保護者を対象に、「みんなで育てる　すくすく元気な　よなごっこ！」をキャッチフレーズに、家庭教育において特に重要な「早寝・早起き・朝ごはん」、親子の信頼関係づくり「そうだね（そげだね）運動」を重点として、取組が浸透していくよう、全市的に啓発活動に取り組みます。

ウ　子ども会活動の支援

地域における子ども会や子ども会に付随する育成会組織の活動の継続・活性化を支援し、自主的・主体的に行動できる子どもの育成に努めます。

議案第９号

令和８年度教育振興の施策について

こども施設課

１　基本方針

各学校施設について、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、施設の現状を的確に把握するとともに、教育内容や教育方法、社会状況や自然環境の変化も踏まえ、適切に施設設備の整備を行うことなどにより、良好な教育環境の確保に努めます。

２　令和８年度主要事業

（１）安全で安心な学校施設の改善等

教育環境の改善を図るため、加茂小学校の長寿命化改修工事及び福生東小学校の外壁・屋上防水改修工事を実施するとともに、加茂小学校、尚徳小学校及び東山中学校の３校で、トイレの洋式化・乾式化改修を実施します。

また、近年の猛暑対策のため、中学校において、空調未整備となっている特別教室へ空調設備を整備するとともに、体育館へはスポットクーラーを導入します。

さらに、より良好な環境でより質の高い水泳の授業を行うため、外部の室内温水プールを利用して、教員とインストラクターによる水泳学習を小学校８校で実施する予定です。

くわえて、子どもたちの健やかな成長に資するため、校庭の芝生を適切に管理するなど、引き続き安全・安心で快適な教育環境の整備を推進します。

（２）環境に配慮した学校教育環境整備の推進

消費電力の削減による環境負荷の低減、電気使用料の削減を図るため、令和７年度及び令和８年度の２か年で、学校施設の照明器具のLED化を推進することとしており、令和８年度は15校の照明改修を実施します。

また、トイレ改修工事において、節水型の機器を使用するなど、環境に配慮した学校教育環境の整備を推進します。

学校施設のバリアフリー化については、バリアフリートイレが未設置の尚徳小学校において、トイレ改修工事に合わせてバリアフリートイレを設置し、学校施設のバリアフリー化を推進します。

（３）学校ＩＣＴ環境の整備

情報機器を使用した学習の円滑な運用を図るため、更新時期を迎えた小学生のタブレット端末の更新を行います。

また、高度な専門知識を有する外部事業者の支援を受け、各学校における通信状況を確認しつつ、必要に応じて改善を行いながら、情報機器を使用した学習環境の安定した運用に努めます。

（４）学校図書館の充実

児童生徒の心豊かな感性と自ら学ぶ力を育む学校図書館づくりを目指し、各学校の蔵書の一層の充実に努めます。

また、研修の実施等により学校司書の能力の向上を図るとともに、学校司書と司書教諭をはじめとする教職員との連携を促進することにより、各教科の学習における図書館の利活用を図り、全ての児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動につながるような環境整備に努めます。

議案第１０号

令和８年度教育振興の施策について

こども支援課

１　基本方針

こども総本部と一体となり、こどもの成長過程全体を支えていくため、児童生徒が安心して健やかに成長していく上で必要な施策を推進するとともに、その成長に寄り添う保護者への経済的な支援を実施します。

２　令和８年度主要事業

（１）就学援助の適切な実施

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者を支援するため、就学に必要な費用の一部を助成する「就学援助」を適切に実施します。

（２）「むし歯予防コンプリート作戦事業」の推進

歯と口腔の健康づくりを推進するため、小学校及び鳥取県歯科医師会と連携し、小学校児童を対象としてフッ化物洗口を実施します。

（３）通学路の安全確保

米子市通学路交通安全プログラムに基づき、学校、道路管理者、警察、市の関係各課など関係機関と連携し、危険箇所の合同点検を実施し、児童生徒が安全安心に登下校できるよう通学路の安全確保に努めます。

議案第１１号

令和８年度学校教育の施策について

学校教育課

１　基本方針

いじめ・不登校等の生徒指導上の課題や自尊感情の低下等の課題がある中で、地域との連携を図りながら、児童生徒の自主的・自発的な活動や自他を尊重する態度等、「豊かな心と創造性をもった子どもの育成」に努めます。

学習意欲の低下や基礎的・基本的な学力の定着に課題がある中で、これからの知識基盤社会を担う子どもたち一人一人の「生きる力」を育むために、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等、「確かな学力を身につけた子どもの育成」に努めます。

体力・運動能力の低下・二極化傾向、外的要因による健康被害、多様化・深刻化する自然災害等、体力向上や健康の保持増進、安全に係る喫緊の課題がある中で、「健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成」に努めます。

２　令和８年度主要事業

（１）いじめ・不登校の対応の充実に向けた取組の推進

ア　こども総本部との一体的な取組の推進

イ　スクールソーシャルワーカーの効率的・効果的な配置による支援体制の充実

ウ　「米子市教育支援センター～ぷらっとホーム～」と学校との連携及び保護者支援の充実

エ　「多様な学び推進事業（校内サポート教室）」の拡充と支援体制の強化

（２）自他の人権を大切にする教育の推進

ア　「人権教育研究事業」の推進

イ　「同和問題学習スタート研修会」「校種別　道徳科における人権学習授業づくり研修会」「小中学校人権教育研修講座」「米子市同推協全体研修会」「米子市同推協交流学習会」の開催

（３）学力・授業力向上の取組の推進

ア　各種学力・学習状況調査の実施と活用

「全国学力・学習状況調査」「とっとり学力・学習状況調査」「よなご学力調査」

イ　ＩＣＴ活用を含む各種授業力向上に係る研修の開催

ウ　外国語・英語教育及び国際理解教育の推進

「ALT（外国語指導助手）や AI の活用」「中学生の海外派遣」

エ　学校計画訪問・要請訪問等における指導の充実

（４）切れ目のない支援体制の整備・充実

ア　「米子市小学校オープンスクール」の充実

イ　幼児教育施設と連携した架け橋期の教育の充実

（５）健康教育と防災・安全教育の推進

ア　「むし歯予防コンプリート作戦事業」の推進

イ　様々なリスクと具体的場面を想定した防災・安全教育の推進

（６）地域とつながりのある教育の推進

ア　地域の資源や人材を活用した「ふるさとキャリア教育」の充実

イ　コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

（７）学校経営の充実に向けた取組の推進

ア　「働き方改革推進事業」の推進

イ　「米子市版人材育成総合プラン」に基づく人材育成事業の推進

ウ　迅速かつ効果的な生徒指導の徹底

エ　一次支援と自立活動の質的向上による特別支援教育の充実

オ　部活動の地域展開等の推進

議案第１２号

令和８年度生涯学習の施策について

生涯学習課

１　基本方針

人と地域が学びを通じて相互に高め合う「学びの循環による地域づくり」を推進します。コミュニティ・スクールの取組を通じて学校・家庭・地域の協働を深化させ、あらゆる世代の人々が共に学び、共に育つ風土を醸成します。社会教育行政のコーディネート機能を核として、住民同士のつながりづくりを図り、誰もが自分らしく生き、心豊かに暮らせる持続可能な地域社会を目指します。

２　令和８年度主要事業

（１）「地域づくり」のための学びの支援

ア　学習機会の提供

地域課題の解決のために自ら考え、活動する人材を育成するため、市民講座を開催し、地域人材の育成を支援します。また、住民同士のつながり作りや活発な地域活動を目指して学習講座やワークショップなどを開催します。

イ　学習情報の収集、発信と相談機能の充実

学習情報の収集を行い、ホームページ、市報等の様々な媒体により幅広く学習情報の提供を行うとともに、学習相談機能の充実を図ります。

（２）図書館サービスの適切な提供

市民の読書活動や生涯学習活動を支える「知の拠点」として、市民のニーズを踏まえ幅広く資料を収集し、効果的に情報発信するとともに、レファレンス機能や選書能力の向上、他の社会教育施設や学校図書館などの関係機関との連携により、図書館サービスの適切

な提供に努めます。

（３）二十歳を祝う会の企画・開催

社会に羽ばたく青年を祝い、激励し、社会の一員としての自覚を促し、ふるさと米子への愛着の醸成を図るため、二十歳を祝う会を開催します。開催に当たっては、実行委員による企画・運営を行うとともに、地元企業や地域住民などと官民一体となった会となるよう努めます。

（４）学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

地域とともにある学校づくりを行う「学校運営協議会」での熟議を通して、「学校を核とした地域づくり」を目指します。また、地域と学校が連携・協働して行う「地域学校協働活動」の充実に向けた支援にも努めていきます。

その上で、「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」を一体的に推進することにより、各学校の「目指す子ども像」の実現に向け、地域全体で子どもたちの成長への取組みを支援します。

（５）社会教育行政の体制強化

部局を超えて関係課職員が社会教育行政への共通理解を持ち、連携・協働して、「ひとづくり」「つながりづくり」「地域づくり」の好循環につながる社会教育施策の実施に取り組みます。

議案第１３号

令和８年度学校給食の施策について

学校給食課

１　基本方針

児童生徒が望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けることができるよう、学校給食において、準備から後片付けまでの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行います。

そのため、教諭と栄養教諭等の連携を密にして食に関する指導の充実を図るとともに、地域の自然や文化に理解を深め、食への感謝の気持ちが育つよう、献立に郷土料理や地場産物を積極的に取り入れます。

また、第２期米子市食育推進計画により、学校、家庭、地域を巻き込んだ学校給食、食育の取組の強化に努めます。

安全・安心な学校給食の提供については、「学校給食衛生管理基準」を遵守した衛生管理を徹底します。

２　令和８年度主要事業

（１）学校給食献立の充実

ア　栄養のバランスに配慮した献立の充実

イ　地場産物を活かした献立の充実

ウ　郷土料理や行事食、外国料理を取り入れた特色ある献立の充実

エ　食物アレルギー対応食の実施

（２）食に関する指導の充実

ア　年間計画に基づく計画的な給食時間の食に関する指導の実施

イ　ＩＣＴを活用した食に関する指導の充実

ウ　望ましい食習慣を形成するための指導の充実及び保護者啓発

エ　食に対する感謝の気持ちを育む指導の充実

オ　ＰＤＣＡサイクルに基づく学校と連携した食に関する指導の実

践

（３）衛生管理の徹底

ア　食中毒防止等のための衛生管理の徹底

イ　給食施設及び調理機器等の保守管理の徹底

（４）効率的な学校給食の運営

ア　民間委託をしている調理業務の検証

イ　児童生徒、教職員に対するアンケート調査の実施

（５）学校給食費の未納対策

ア　未納を未然に防ぐための保護者啓発

イ　学校及び学校給食会との連携の強化

ウ　児童手当を活用した納付勧奨の実施

（６）食育推進の取組の強化

ア　地元食材を活用した学校給食メニューの提供

イ　アスリート等による食育講座の開催

ウ　こめっこ献立（ふるさとの食べ物を使った料理）の募集

エ　生産者等との交流の促進

オ　給食試食会、食育講演会、夏休み料理教室の実施

カ　他課の施策と連携し学校給食を活用した食育の推進

（７）学校給食費の負担軽減

学校給食費に係る保護者負担を軽減するための学校給食会への補助

議案第１４号

令和８年度文化財保護の施策について

文化振興課

１　基本方針

「歴史と文化に根差したまちづくり」に取り組む中で、本市の貴重な歴史文化遺産を適切に保存活用し、多くの方々と共有できる場の整備を通して、その価値や魅力について市内外に向けて発信するなど、文化財の保存活用に関する施策を総合的に推進します。

このことにより、地域の様々な歴史や伝統文化などへの理解を深め、これらを継承し、市民の郷土に対する誇りや愛着心を醸成します。

２　令和８年度主要事業

（１）文化財の保存と活用

ア　令和５年度に策定した文化財保存活用地域計画を基に、歴史文化遺産の保存と活用を図る取組を総合的に進めていきます。

イ　史跡、有形・無形文化財、民俗文化財、天然記念物及び埋蔵文化財など様々な貴重な文化財の適切な保存、継承を図り、その活用に努めます。また、地域に眠る未指定を含めた文化財を幅広く掌握し、現状把握を行い、その継承に取り組みます。

ウ　米子城跡、尾高城跡の保存・活用に取り組みます。また、令和８年１０月に完成を予定している米子城跡三の丸広場の活用を図ります。

エ　山陰歴史館などの歴史関係施設で収蔵する歴史・民俗・考古資料の保存・整理を進め、更なる活用を図るとともに、郷土の歴史や文化財に親しみが持てるよう、展示などの文化財に触れる機会の創出や収蔵品の魅力発信に努めます。

（２）歴史関係施設の適切な運営と整備

ア　山陰歴史館、福市考古資料館、埋蔵文化財センター及び上淀白鳳の丘展示館の歴史関係施設について、安全かつ快適に利用でき

るよう指定管理者と連携し、適切な施設運営や維持管理に努めます。

イ　山陰歴史館の大規模改修に向けて設計業務に着手します。